

**大阪地裁「オーク200」事業判決 - 大阪市に支払命令 -**

公有地信託事業に関する判決として、青野運動公苑事業事件は有名である。同事業は、兵庫県と信託銀行2行が1987年に公有地信託契約を締結し、兵庫県加西市にある県有地に公有地信託方式によりスポーツ施設を建設・運営するものであり、2015年に同施設を兵庫県に譲渡し信託契約を終了する内容となっていた。しかし、本事業の業績悪化に伴って兵庫県が損失補償を打ち切ったため信託銀行2行は2006年、自己資金で金融機関からの借入金計約78億円を全額返済し翌2007年、兵庫県に当該支払い費用の補償を求めた事件である。第1審の神戸地方裁判所は信託銀行側の費用補償請求を棄却する判決を行ったが、第2審の大阪高等裁判所は委託する側は信託財産からの不利益をすべて負担すべきとして兵庫県に全額支払いを命令している。最高裁判決でこの第2審が確定したものである。

同類の公有地信託に関する判決が3月7日、大阪地方裁判所で提示されている。大阪市が土地信託事業として実施した複合商業施設「オーク200」の開発・運営事業に関する判決である。事業計画では30年間で約273億円の配当がある予定が、2012年度末の負債は約680億円になる見込みで大阪市の配当は一度も支払われていない。同事業を受託した「りそな銀行」など3行が自ら負担した債務の支払いを大阪市に求めた訴訟で、大阪地裁は銀行側の請求通り637億円の支払いを大阪市に命じる判決を行っている。同判決では、1988年、大阪市港区のJR弁天町駅前の市有地を開発して管理・運営する信託契約を当時の大和銀行等と締結し、銀行側はビル4棟を建設して「オーク200」として93年に全面開業した。しかし、バブル崩壊による景気悪化や賃料値下げなどで業績は悪化を続け、銀行側は637億円の負債を自己資金で返済したものである。

本訴訟では、大阪市に対して銀行側が補償請求する権利があるかが争われた。銀行側は「過失がない場合の損害は受益者に補償を求められる」という旧信託法の規定に基づき、市に支払いを求めた。市側は「契約前の協議で、損害が出ても市に補償を求めない合意があった」と反論し争われたものの、判決では具体的な協議がなく、契約書にも同趣旨の言葉はないとして、大阪市側の主張を退けている。また、大阪市が2012年5月、本事業で収益が出た場合の配当を放棄すると表明したことの評価も争われた。大阪市は「放棄すれば補償義務を免れる」と主張したが、本判決は「旧信託法の規定は、事後的に権利を放棄してリスクを回避することを想定していない」とこの点についても退けている。なお、大阪市議会は3月15日、全額の支払いを命じた大阪地裁の本判決を不服として控訴する議案を全会一致で可決した。大阪市は3月11日の市議会で2年かけて最高裁まで争い敗訴したと場合、利息等を含めた支払額は788億円に膨らむとしている。

土地信託制度は、委託者が所有する土地を受託者に対して所有権移転を伴う信託譲渡を行い、受託者はその土地を信託財産として活用、収益事業を展開し、その収益を受益者（委託者が受益者となる場合もある）に配分する方式である。この土地信託のうち公有地を対象とするのが公有地信託（公有地信託の場合、受益者は委託者である当該地方公共団体に限られる）であり、1986年の地方自治法改正により地方自治体が所有する土地を議会の議決を経て信託することが可能となった。この改正を受け1980年代後半のバブル経済期に契約した公有地信託は、当初こそ収益が生じた例があるものの、その事業のほとんどが構造的な収支悪化に陥り債務が拡大する傾向を示してきた。本件も青野運動公苑事業と同時期にスタートし業績悪化に陥っている。今後、信託期間満了を迎える事業が増加する中で債務を抱える信託契約を如何に処理するかは、地方財政全体に影響する大きな課題となっている。公有地信託における信託銀行等の役割が単なる財務管理であるとすればそれを前提とする政策判断が必要であり、事業展開への経営ノウハウ提供等の機能とそれに伴う責任の所在を契約締結プロセスも含めて明らかにしていくことが必要となる。